

農地利用最適化推進の施策に関する
意見書

令和7年9月

上越市農業委員会

日頃より本市農業の振興・発展にご尽力されておられますことに敬意を表すとともに、当農業委員会の活動に対して、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

農業・農村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化など構造的な課題に加え、昨今の異常高温などの気候変動のほか、世界的な情勢不安による食料需給の変化や物流の停滞、肥料や生産資材価格等の高止まりなど様々な課題に直面し、食料安全保障の強化・確立が急務となっており、生産基盤である農地をいかした食料の持続的な供給力の向上を図っていくことが必要となっています。

このような中、当農業委員会におきましては、「農地利用の最適化の推進」に向け、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担い手への農地利用の集積・集約や農地パトロールなど遊休農地の発生防止、新規就農者への支援のほか、市長部局との連携のもと、「地域計画」の策定にも取り組んできたところです。

しかしながら、当市の農業生産構造は、人口減少や高齢化の進行も相まって、担い手不足が深刻化し、近年は後継者不足などを理由として集落営農型の農業法人の解散が散見され、当市農業を持続可能にしていくためには、後継者の確保・育成や、農業生産組織・法人における円滑な事業継承を図ることが急務と考えています。

このため、当農業委員会では、令和7年1月に「担い手の確保・育成、経営対策」をテーマに、農業生産組織の代表者や若手農業者との意見交換会を開催し、そこで出された様々な意見を踏まえ、今後の担い手の確保・育成に向けて重要と考える施策について取りまとめました。

貴職におかれては、様々な農業振興施策に取り組まれているところではありますが、農業現場の率直な意見として今後の施策に反映いただきたく、「農業委員会等に関する法律第38条第1項」の規定に基づき、ここに意見書を提出します。

なお、意見の多くは当農業委員会としても取り組むべきものと認識しており、事業等の実施にあたっては、相互に連携しながら事業効果を高めていかなければならないものと考えています。

令和7年9月17日

上越市長 中川 幹 太 様

上越市農業委員会
会 長 古 川 政 繁

農地利用最適化推進の施策に関する意見書

令和7年1月に行った農業者との意見交換会では、「担い手の確保・育成、経営対策」をテーマに、以下の3つの課題について議論したことから、本意見書では、3つの課題ごとに必要な施策を取りまとめました。

- ① 集落営農を持続できるようにするために必要な施策
- ② 地域に若い担い手を呼び込むために必要な施策
- ③ 担い手不足の地域に入作してもらうために必要な施策

1 集落営農を持続できるようにするために必要な施策

(1) 集落営農の経営者育成

集落営農型の農業法人などは、経営者の世代交代が円滑に行われていない実態があることから、行政等の主導による年間を通じた勉強会の開催など、経営を引き継ぐ人材育成の取組を進めること。

(2) 農業関係機関・団体の連携強化による担い手の確保

行政とJA等が連携して、それぞれの地域における人材の掘り起こしを行うとともに、様々な媒体を活用した地域農業の魅力発信により、地域外からも担い手を呼び込む取組を進めること。

(3) 法人間連携の推進

集落営農を持続するためには、経営の安定に資する法人間連携の取組が有効と考えられる。肥料や農薬の共同購入、農業機械の共同利用などが進展するよう、JA等と連携して必要な対策を講じること。

2 地域に若い担い手を呼び込むために必要な施策

(1) 新規就農者への農業機械リース制度等の充実

水稻の新規就農は農業機械等の初期投資の負担が大きいことから、行政とJA等が連携して、農業機械のリース制度や離農者の農業機械を有効活用する仕組みの検討など、新規就農を支援する制度の充実を図ること。

(2) 新規就農者を受け入れやすくする体制づくり

ほ場整備事業など生産基盤の改善による就農しやすい環境づくりを進めるとともに、地域における新規就農者の農地確保や新規就農者に対する営農アドバイスができる体制づくりを進めること。

(3) 情報発信の強化によるつながりの構築

若者へのPRは、SNSでの情報発信はもとより、首都圏等での農産物等の販売から上越市を知ってもらい就農までつなげていく取組が有効であり、どこか拠点となる場所で継続的に若者に対しPRし続けていく取組も検討すること。

3 担い手不足の地域に入作してもらうために必要な施策

(1) マッチングの仕組みづくり

中山間地域など生産条件が不利な地域においては、入作が非常に厳しい状況にあるが、課題解決の第一歩として、行政とJA等が連携して、農業を始めたい人と農業機械等はあるが人材がない農家や法人をマッチングする仕組みづくりを検討すること。

(2) スマート農業の普及とあわせた女性の就農促進

スマート農業の普及による農作業の省力化等により、女性の新規就農が期待されることから、女性の就農を積極的に働きかけるとともに、女性雇用に対応する就業環境（トイレ・更衣室・シャワー等）の整備への支援も進めること。

(3) アプリを活用した就農募集等の情報発信

農繁期の短期の人材確保に向けて、JAのデイワークなどアプリの活用をより一層働きかけるほか、若者が農業に興味を持ち就農までつなげる取組としてアプリを活用した就農募集等の情報発信を検討すること。